

公益財団法人日本スポーツ協会
令和 7 年度第 3 回理事会議事録

日 時 令和 7 年 7 月 16 日(水) 14:00～15:35

場 所 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE14 階「岸清一メモリアルルーム」
※Web 会議を併用

会場出席者

<理事>

遠藤利明会長、益子直美、田中不二夫の各副会長、森岡裕策専務理事、勝田隆、
山本浩、岩田史昭の各常務理事、飯塚悟、池田めぐみ、木平芳定、久保正美、小寺洋、
櫻井由香、中嶋実、旗生康之、吉岡成子の各理事

<監事>

藤田裕司

Web 出席者

<理事>

三宮恵利子副会長、石井砂織、植田実、浦美奈子、笠師久美子、桐木陽子、工藤保子、
村松さやか、室伏由佳、湯川和之の各理事

<監事>

久保直生

Web 会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が互いにできる状態となっていることを確認した。

理事総数 27 名、うち出席 26 名で、定款第 37 条に基づき理事会成立。

定款第 34 条により、遠藤会長が議長となり議事に入った。

議 案

第 1 号:第 82 回国民スポーツ大会開催地(長野県)の決定について

(山本常務理事)

第 82 回国民スポーツ大会の開催地については、すでに長野県に内定しており、本年は開催年の 3 年前となり、開催決定の年にあたる。

会期については、本大会が令和 10 年 10 月 1 日(日)から 11 日(水)までの 11 日間、冬季大会は、今後関係団体と調整となる。

実施競技は、本大会の正式競技 37 競技、特別競技 1 競技、公開競技 8 競技、冬季大会の正式競技 3 競技に加え、デモンストレーションスポーツ 20 競技である。

開催地の決定に先立ち、令和 7 年 5 月 22 日および 23 日に、スポーツ庁とともに現地

視察を行い、開催準備状況を総合的に確認した。

本件については、令和 7 年 6 月 3 日開催の令和 7 年度第 1 回国民スポーツ大会委員会の決議を経て、文部科学省の了解等、必要な手続きを終了している旨を資料に基づき説明し、第 82 回国民スポーツ大会の開催地として長野県を決定することについて諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

決定後、遠藤会長から長野県・阿部守一知事に開催決定書が手渡され、同知事から謝辞が述べられた。

第 2 号：第 84 回国民スポーツ大会開催地（島根県）の内定について

（山本常務理事）

第 84 回国民スポーツ大会の開催地については、令和 7 年 6 月 2 日付にて、島根県から、「開催申請書」が当協会および文部科学省に提出された。

会期は、現在、関係機関・団体等と協議しており、開催に向け準備が進んでいる。

本件については、令和 7 年 6 月 3 日開催の令和 7 年度第 1 回国民スポーツ大会委員会の決議を経て、文部科学省の了解等、必要な手続きを終了している旨を資料に基づき説明し、第 84 回国民スポーツ大会の開催地として島根県を内定することについて諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

決定後、遠藤会長から島根県・丸山達也知事に開催内定書が手渡され、同知事から謝辞が述べられた。

第 3 号：令和 8 年度国及び公営競技団体等への補助金・助成金の要望について

（岩田常務理事）

令和 8 年度国及び公営競技団体等への補助金・助成金の要望については、現在、当協会の要望額を取りまとめ中である。また、政府概算要求基準の詳細が未定であり、スポーツ庁と十分調整されていない状況にある。

したがって、国庫補助金については、政府の概算要求基準の動向を見ながら、スポーツ庁と折衝し、要望額を取りまとめていく。

また、公益財団法人 JKA ならびにスポーツ振興基金、スポーツ振興くじ等への補助金・助成金の要望については、各募集要項が公表され次第、国庫補助金要望額を勘案のうえ、内容を取りまとめる。

令和 8 年度国及び公営競技団体等への補助金・助成金の要望について説明し、遠藤会長に一任する旨を諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

第 4 号：第 37 回日・韓・中ジュニア交流競技会開催地（愛媛県）の決定について

（森岡専務理事）

本競技会は東アジア諸国との青少年スポーツ交流を促進し、相互理解を深め、競技力向上に資するため、1993 年から日本・韓国・中国の 3 カ国による持ち回りで開催している。

参加選手は、日本・韓国・中国と開催地選抜の 4 チームからなり、1 チームあたり 11 競技、計 247 名で構成され、全体で約 1,000 人規模となる総合競技大会である。

これまで、日本国内においては、10 回(福島県、長崎県、広島県、熊本県、北海道、千葉県、愛知県、岩手県、茨城県、和歌山県)の開催実績があり、いずれの大会も関係機関・団体の多大なご協力を得て、成功裏に終了している。

令和 11 年の第 37 回大会の開催地について、従前から愛媛県スポーツ協会へ開催依頼をしており、このたび、承諾の旨の回答をいただいた。愛媛県では、平成 29(2017)年に第 72 回国民体育大会(現国民スポーツ大会)を盛会裏に開催され、今年度は日本スポーツマスターズの開催を控えていることから、本競技会の運営や競技関係施設等においても、十分ご対応いただけるものと考えている。

以上のことから、第 37 回日・韓・中ジュニア交流競技会開催地の決定について諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

第 5 号:評議員会の決議の省略について

(岩田常務理事)

令和 7 年 6 月 25 日開催の定時評議員会において役員改選が行われ、令和 7・8 年度の役員の選任を決議した。

しかしながら、当協会評議員及び役員選任規則により、当協会理事の選考対象となっている日本オリンピック委員会会長については、その時点において次期会長が選定されていなかった。

その後、6 月 26 日に開催された日本オリンピック委員会理事会において、会長が選定されたことから、あらためて当協会評議員会において、理事候補者 1 名の選任を行う。

本議案については、早期に臨時評議員会を開催し決議を行う必要があるが、各評議員においては、所属する団体の業務への対応などにより、速やかに臨時評議員会を開催することは困難であるため、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第 194 条並びに当協会評議員会規程第 4 条に基づき、評議員会の決議の省略により対応したい。

なお、当協会理事会規程第 3 条において、理事会の決議すべき事項として、「評議員会の議事に付すべき事項の決定」が含まれているため、本理事会で審議を行う。

以上のことから、評議員に対して「役員の選任」を評議員会の目的である事項として、決議の省略の方法により提案することについて諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

第 6 号:育児・介護休業等に関する規程の改定について

(岩田常務理事)

今回の改定は、来る令和 7 年 10 月 1 日に施行される育児・介護休業法の改定を受け、該当する内容を当協会の規程に反映させるものとなる。

「育児期の柔軟な働き方を実現するための措置」として、3 歳から小学校就学前の子を養育する労働者に対して、以下の①から⑤の措置の中から、2 つ以上の措置を選択して講

ずる必要がある。

①始業時刻等の変更

②テレワーク等(10 日以上/月)

③保育施設の設置運営等

④就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇(養育両立支援休暇)の付与(10 日以上/年)

⑤短時間勤務制度

5 つの措置のうち、「①始業時刻等の変更」については、全職員が利用可能な制度を導入済みであること、また、「⑤短時間勤務制度」については、現行の規程を一部変更することにより対応可能であることから、当協会の実情を踏まえて、これら 2 つの措置を選択する。

現行の制度における「短時間勤務制度」は、これまで「3 歳未満の子を養育する職員」を対象としていたが、改定後は「小学校就学前の子を養育する職員」に拡大する。

なお、これ以外の措置については、導入可否の検討に一定の時間を要する等の理由により、この度選択する措置としては含まないこととする。

なお施行日については、令和 7 年 7 月 16 日とする。

以上、育児・介護休業等に関する規程の改定について諮り、原案通り出席理事全員一致で可決された。

(池田理事)

改定案の第 19 条第 1 項において、「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、申し出ることにより、服務規程第 7 条の勤務時間について、以下から選択し変更することができる」とされ、さらに、「1 歳に満たない子を育てる女性職員は、更に、服務規程第 15 条第 1 項第 10 号に定める別途 30 分ずつ 2 回の育児時間を請求することができる」とあるが、別途 30 分ずつ 2 回の育児時間を請求することができるのが、女性職員に限定されている理由を教えてください。

(岩田常務理事)

服務規程第 15 条第 1 項第 10 号は、労働基準法における母性保護規定(法第 67 条)に基づき、生後満 1 年に満たない子を育てる女性労働者に対して、1 日に 2 回、それぞれ少なくとも 30 分の育児時間を請求できる権利を規定したものである。背景として、乳児の健やかな成長と働く母親の健康を守る観点から、授乳時間確保が必要と考えられたものであるが、ご質問の意図は、授乳等は女性だけが行うものではないのではないか、ということかと思われる。他の機関等の規程の研究を行い、必要に応じ、育児・介護休業等に関する規程または服務規程の改定を検討していきたい。

第 7 号：一般社団法人国スポサポートセンター臨時社員総会の議決権について

(森岡専務理事)

一般社団法人国スポサポートセンターの設立については、令和 7 年 6 月 4 日の第 2 回理事会にてご承認をいただき、6 月 27 日に登記申請を行い、事務所を当協会ビル 12 階に設置した。

本日のJSPO 理事会終了後、国スポサポートセンターの臨時社員総会が開催されるが、JSPO は国スポサポートセンターの法人社員となっている。

議題は、(1)各種規程の作成、(2)令和 7 年度事業計画(案)、(3)令和 7 年度収支予算(案)、(4)その他が予定されている。

本日の社員総会における JSPO が有する法人社員としての議決権について、JSPO 会長である遠藤会長に一任すること、今後、臨時社員総会が開催された場合も遠藤会長にその議決権を一任することを併せて諮り、原案通り出席理事全員一致で可決された。

報 告

1. 会務関係

会務関係について、以下の通り報告。

(1) 委員会委員構成について

(岩田常務理事)

令和 7 年 6 月 25 日開催の臨時理事会において、遠藤会長および各委員会委員長に一任していた各委員会委員が決定した。

各委員の任期は、令和 9 年度定時評議員会終結の時までとなる。

なお、調整中となっている箇所については、引き続き、人選を取り進めている。

(2) JSPO 中期計画 2023-2027 の進捗について

(森岡専務理事)

JSPO 中期計画 2023-2027 は、JSPO のミッション、ビジョン 2027、バリューに基づき、取り組むべき課題を、社会課題と JSPO との事業の関連性から「4 つの重点項目」に集約し、具体的な取組として「32 の成果目標」を定めている。

本中期計画では、総合企画委員会の下に、「中期計画部会」を設置し、成果目標の達成を支援する PDCA サイクルとして「成果目標サポートプログラム」を実施している。「成果目標サポートプログラム」における検証・評価は、1 年に 1 度、32 の成果目標ごとに設定している評価指標に対して行っている。

成果目標及び評価指標に関する進捗状況のうち、2024 年度に最終目標を達成している 2 つの成果目標については、次年度以降、目標設定上方修正、新たな評価指標の設定を行う。

また、37 の評価指標のうち、A 評価が 15 と最も多い結果であり、全体の 41% が 2024 年度の目標を達成している。一方、C 評価は 13、全体の 35% と A 評価に次いで多く、最終目標を達成するために取組の改善や目標を再設定する必要がある。

今期の取組やフィードバックを踏まえ、32 のうち 12 の成果目標において、次年度以降、成果目標や到達目標経年データの変更や見直しを予定している。

2024 年度の 4 つの重点項目の進捗状況・取組予定は以下の通りである。

○ 重点項目1「地域スポーツの最適化」

運動部活動改革に関して、指導者数の確保は最終目標(30 万人)に向けて順調に進んでいる。また、地域展開という点では、総合型クラブの認証制度について、「部活動の地域展開タイプ」認証の制度が完了し、2025 年度から運用を開始している。

○ 重点項目2「多様性の尊重」

在留外国人や留学生との交流イベントを継続的に実施しているが、参加者数が増えておらず、今後は JSPO 以外の団体でもイベントが開催できるよう情報提供や連携を拡大していく。女性の活動促進は、女性役員の育成・登用に関して課題や好事例を発信する場を設けた。

○ 重点項目3「スポーツ・インテグリティの強化」

暴力行為等相談窓口に関して、相談件数は年々増加し、公認スポーツ指導者やスポーツ少年団登録者の認知度も上昇しているが、一般の方の認知度は横ばいであり、窓口を必要とする人が利用できるよう、より効果的な広報を実施していく。

○ 重点項目4「次世代につなぐ新たな仕組みの実現」

2024 年から国民スポーツ大会は『JAPAN GAMES』として開催しており、これに続き 2025 年度から日本スポーツマスターズ、全国スポーツ少年大会も名称を変更し、「多様性」「継続性」「地域性」の3つを軸とした新たな大会として開催する。

成果目標サポートプログラムを実施して2年が経過し、実際に取り組む中で成果や課題が見えてきた。サポートプログラムを通じて、中期計画を定期的に考えるきっかけとなっている。また、中期計画策定時、成果目標を32項目に絞り、目標ごとに評価しやすい指標を設定したことにより、過去の182の施策があった「推進方策」と比較して、はるかに負担が少なく取り組みやすいプログラムになっている。

得られた課題は、中期計画部会や総合企画委員会で再検討のうえ改善を図り、ミッションの実現に向けて具体的に取り組むこととする。

(3) JSPO スポーツ・アクティブ・パートナー・プログラムについて

(森岡専務理事)

当協会では、スポーツ・アクティブ・パートナー・プログラムとして企業協賛を実施しており、協賛いただいた企業等の皆様とともにスポーツで“誰もが望む未来”の実現を目指している。

令和7年度の協賛企業については、令和7年4月16日に開催の第1回理事会で報告したが、その際、協賛契約について調整中であった「株式会社 TOPPAN クロレ」がオフィシャルサプライヤーとして協賛いただくこととなった。

これにより令和7年度は、トップカテゴリーであるオフィシャルパートナー10社1団体、セカンドカテゴリーであるオフィシャルサプライヤー13社の計23社1団体に協力いただくこととなった。

(4) こどもの悩みを受け止める場に関するこども家庭庁との意見交換会について

(森岡専務理事)

令和7年6月26日、こども家庭庁において、「こどもの悩みを受け止める場に関する三原じゅん子大臣と日本スポーツ協会との意見交換会」が開催された。

こども家庭庁では、「こどもまんなか社会」の実現に向け、こどもにかかわる様々な施策

に取り組まれており、不安や悩みがあり、つらい思いをしている子どもたちが、その思いを打ち明けやすい環境を大人たちがつくるため、地域で活動する様々な機関・団体との協力体制構築を進められている。

当協会から、当協会並びにスポーツ少年団や総合型クラブの概要をはじめ、子ども向けのスポーツにおける暴力行為等相談窓口の現状、子どもを取り巻く環境等の昨今の変化について説明後、意見交換を行った。

当協会としては、スポーツ少年団や総合型クラブなどの地域に根差したスポーツ団体の皆さま方とともに、子ども家庭庁の施策に協力していくこととする。

2. 国民スポーツ大会関係

国民スポーツ大会関係について、以下の通り報告。

(1) 国民スポーツ大会改革タスクフォースについて

(山本常務理事)

国民スポーツ大会改革タスクフォースを設置することについて、令和 7 年 6 月 4 日開催の第 2 回理事会にて報告したが、メンバーについては検討中であった。

一部調整中の委員もあり、今後追加する可能性もあるが、山本常務理事兼国民スポーツ大会委員会委員長が座長を務め、18 名の委員で構成することとなった。

マーケティングや式典など様々な分野の専門家にご協力いただき、提言で示された 8 つの論点を中心に議論し、具体的な改革に取り組んでいく。

なお、委員の任期は令和 9 年度の定時評議員会までとなる。

(2) JAPAN GAMES パーク in わた SHIGA 輝く国スポ 2025～Game Changer Project～の終了について

(山本常務理事)

国スポの開催地において、「JAPAN GAMES」のタグラインである「スポーツは、もっとオモシロイ」を体感するために実施している JAPAN GAMES パークについては、昨年の佐賀大会では総合開会式当日に実施した。

本年の滋賀大会では、開催地である滋賀県と調整の結果、国スポ開催前の機運醸成イベントの一環として、イベント名を「JAPAN GAMES パーク in わた SHIGA 輝く国スポ 2025(にせんにじゅうご)～Game Changer Project～」とし、令和 7 年 7 月 13 日に滋賀県ウカルちゃんアリーナ(滋賀県立体育館)及び県立武道館で、当協会と滋賀県スポーツ協会、滋賀県などの主催で開催し、605 名の方に参加いただいた。

イベントでは、日本スポーツ協会が推進するアクティブ・チャイルド・プログラム(ACP)や障がいの有無に関わらず楽しめる、モルック・ボッチャなど様々なプログラムを展開した。

また、北京・ロンドンオリンピックに新体操競技の代表として出場した田中琴乃さんと、アイスホッケー女子日本代表選手である長岡真鈴さんに、特別ゲストとしてお越しいただき、参加者とともに各ブースでのスポーツ体験を楽しんでいただいた。

また、本イベントの様子をまとめた PR 動画を作成中であり、滋賀県での国スポの開催前に JSPO の HP に公開し、大会の盛り上げにつなげていく。

(中嶋理事)

滋賀県スポーツ協会として、イベント実施に携わったが、当日の印象的な出来事として、以下の2点がある。

1点目は、当日は11のブースを設置したが、そのうちの1つのブースで協力いただいた方から、子どもから大人まで一緒になって楽しめるイベントで素晴らしいとお声をいただいた。2点目は、開場した瞬間に子どもたちから感嘆の声があがったこと。これからも、このようなイベントを続けていければと思う。

3. スポーツ・インテグリティ関係

スポーツ・インテグリティ関係について、以下の通り報告。

(1) 公認スポーツ指導者の処分について

(工藤理事)

公認スポーツ指導者とスポーツ少年団登録者が、暴力など不適切な行為を行った場合は、「登録者等処分規程」に基づき、処分を行っている。公認スポーツ指導者2名について、処分審査会において審査し、以下の通り処分内容を決定した。

No.	登録状況	性別	処分対象となる 遵守事項の違反にかかる事実	処分内容	処分の 効力発生日
1	バレーボールコーチ1 スポーツコーチングリーダー	男性	・セクシュアル・ハラスメント	資格停止 42カ月	令和7年 6月16日
2	柔道コーチ1	男性	・暴言その他の精神的虐待 ・不適切又は不合理な指導 ・スポーツ活動又はこれに準じる 活動の関係者の名誉毀損 ・スポーツ活動又はこれに準じる 活動の関係者のプライバシー侵 害	資格取消	令和7年 7月8日

(室伏理事)

これまで処分を行った方の累積データから、例えば年齢層や地域別などの集計データはあるか。

(岩田常務理事)

処分を行った方のデータ分析は行っていない。今後、年齢・地域性・競技などについて分析を行っていきたい。

4. 国際交流関係

国際交流関係について、以下の通り報告。

(1) 「ASEAN 諸国におけるスポーツ推進貢献」に伴うマレーシアとの連携に向けた協議について

(森岡専務理事)

当協会では、平成30年度から日本における「アクティブ・チャイルド・プログラム(JSPO-ACP)」の実績や知見等を活用し、ASEAN 諸国におけるスポーツ協力を展開している。

これまでタイとの連携を進めてきたが、近年は新たにマレーシアとの連携に向けた協議を進めている。

令和 7 年 5 月末に当協会岩田常務理事兼事務局長を中心とする役職員がマレーシアを訪問し、同国政府関係機関である教育省と青年スポーツ省ならびに国立スポーツ研究所との検討会議などを実施した。

協議では、日本側の ACP の取組状況等を説明の上、両国における子どもたちのスポーツや運動に親しむ環境整備に向けた課題や今後の連携の在り方などについて、意見交換を行った。

この度の訪問では、初めて同国の教育省関係者との協議の場を設けるとともに、国立スポーツ研究所との会議では、ACP を活用した両国間での具体的な連携に向けて引き続き協議を進めていくことを確認した。

(2) Tachikawa Global Festa 2025 の終了について

(森岡専務理事)

在留外国人と日本人とのスポーツを通じた交流事業については、令和 4 年度から令和 6 年度までの 3 年間にわたって当協会直轄にて実施していたが、本年度は、当協会の取組を参考に、新たに独自の交流イベントを開催している「立川青年会議所」と連携し、令和 7 年 6 月 22 日に東京都立川市内で開催された交流イベントに協力する形で参画した。

開会式に引き続き行われたウォーミングアップにおいて、JSPO-ACP(アクティブ・チャイルド・プログラム)を実施した後、当協会担当のプログラムとして JSPO-ACP を実施し、約 100 名の参加を得た。

当日は、バスケットボールやフットサルなどのスポーツプログラムや、ベトナムをはじめとする複数か国の展示ブース、更には、在留外国の方に向けた生活関連情報の展示などが実施されており、多くの参加者でにぎわうイベントとなった。

5. 日本スポーツマスターズ関係

日本スポーツマスターズ関係について、以下の通り報告。

(1) JAPAN GAMES 愛媛パークの終了について

(上田理事)

日本スポーツマスターズ、国民スポーツ大会、そして日本スポーツ少年団が実施するジャパンゲームズ ジュニア ユース(旧「全国スポーツ少年大会」)の 3 大会の、「JAPAN(ジャパン) GAMES(ゲームズ)」へのリブランディングに伴い、JAPAN GAMES の認知向上と理解浸透に加えて、「スポーツは、もっとオモシロイ。」を体験・体感してもらう機会の創出を目的に、スポーツくじ助成事業として、令和 7 年 6 月 21 日に、愛媛県総合運動公園

内の中央広場にて「JAPAN GAMES 愛媛パーク」を実施した。

昨年度の「JAPAN GAMES パーク in SAGA2024」に引き続き、日本ジャンプロープ連合、ワールドスケートジャパンのご協力のもと、ダブルダッチ、スケートボードの無料体験を実施し、体験にかかる運営サポートのほか、デモンストレーションも披露いただいた。

当日は、「日本スポーツマスターズ2025愛媛大会」の開催約 100 日前を記念したカウントダウンイベントに加え、夕方からはサッカーJ2 の愛媛 FC のホームゲームが開催されたことから、多くのイベント参加者、サポーターに会場いただいた。

午前中から 30 度を超える蒸し暑い中での実施となったが、地元のサッカーチームに所属する小学生及びカウントダウンイベントの親子スポーツ教室に参加した親子など、延べ 285 名の方に体験いただいた。体験者を対象に行ったアンケートにおいても、80%以上から体験を楽しめたとの回答が得られ、日ごろ行っている競技とは違うスポーツに触れることで、スポーツの新たな魅力・関わり方に触れる機会を提供できたと考えている。

最後に、パークの実施について、公式ホームページ、SNS に掲載いただいた愛媛 FC に対して謝辞が述べられた。

6. 生涯スポーツ推進関係

生涯スポーツ推進関係について、以下の通り報告。

(1) スポーツイベント主催者のためのスポーツボランティア活用・運営のフレームワークについて

(工藤理事)

当協会は、スポーツイベント主催者のためのスポーツボランティア活用・運営のフレームワークについて、公益財団法人笹川スポーツ財団、公益財団法人日本財団ボランティアセンターとの三者連携協定を締結しており、これまでも、国民スポーツ大会や日本スポーツマスターズの開催地におけるボランティア活動について、支援してきた。

この度、支援活動の一環として、両大会をはじめとする各種スポーツイベントにおいて、ボランティア運営のさらなる充実と、その後の定着の一助になることを願い、ボランティア活用・運営に関する事項についてまとめたフレームワークを作成した。

本フレームワークは、スポーツイベントでのボランティアの活用に向けて必要となるノウハウや活動内容を時系列で確認いただける内容となっており、当協会 HP での公開や、国民スポーツ大会や日本スポーツマスターズの開催県、当協会加盟団体へ周知していく。

これまで、国民スポーツ大会や日本スポーツマスターズといったスポーツイベントでのボランティアの活用や運営のノウハウについては、団体・組織間での一方向での伝達が中心となっていたが、今後は、本フレームワークをハブとした、双方向・多方向での情報共有が促進され、ボランティアの活用や運営のノウハウの量や質が高まることによって、スポーツボランティア活動の充実や定着といった、新たな価値が生まれる状況を創出したいと考えている。

なお、フレームワークについては、ご活用いただいた団体に、オンラインフォームからのフィードバックを依頼しており、寄せられたフィードバックを踏まえて内容を更新していくこととしている。

7. スポーツ少年団関係

スポーツ少年団関係について、以下の通り報告。

(1) 第 8 回ジュニアスポーツフォーラムの終了について

(益子副会長)

令和 7 年 6 月 15 日に第 8 回ジュニアスポーツフォーラムを紀尾井カンファレンスにて開催し、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、日本スポーツ法学会関係者から公認スポーツ指導者まで、223 名が参加した。

本年度の全体企画は、テーマを「Not just one sport but more balance ～画一的になってない？一つじゃなくて広げるチカラ～」とし、筑波大学の大山教授、日本サッカー協会の影山技術委員長と益子日本スポーツ少年団本部長による鼎談の形で実施した。

子どもたちが複数のスポーツを同時期に行う「マルチスポーツ」をキーワードに、海外の事例や日本サッカー協会での取組も交えて、単一競技にとらわれず多様なスポーツ体験を行うことで、ジュニア・ユース期の子ども達の心身にどのような効果が期待されるのかなど、マルチスポーツの可能性と魅力を発見する機会となった。

また、全体企画の後の分科会では、学校部活動の地域連携・地域展開の動向、子どもたちがスポーツの価値を豊かに享受することができる環境整備を見据え、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブなど地域スポーツクラブが果たすべき役割、適切かつ健全な運営の在り方、地域人材の育成をキーワードにし、参加者間での議論を深め、充実した研修会となった。

(2) エンジョイ！軟式野球フェスティバル 2025 暑熱対策、落雷事故防止対策、大会レギュレーションの実施について

(益子副会長)

今大会から改称したエンジョイ！軟式野球フェスティバル 2025 は、令和 7 年 8 月 8 日から 11 日までの日程で三重県にて開催する。

令和 6 年度第 6 回理事会にて報告のとおり、令和 7 年 3 月に日本スポーツ少年団では、ジュニア・ユース世代スポーツ少年団の理念が実現できる大会の在り方を示し、ジュニア・ユース世代にとって望ましいスポーツ大会が日本各地で開催され、子どもたちの競技力のみならず人間力が向上するチャンスが広がることを目指し、スポーツ大会運営者向けに「ジュニア・ユース大会レギュレーション」を策定した。

「ジュニア・ユース大会レギュレーション」では、「交流機会の充実」、「出場機会の確保」、「スポーツ・インテグリティの強化」の 3 本柱を設定しており、本大会でもレギュレーションに則り大会を実施していく。

また、本大会は、8 月の暑い時期の開催となるため、子どもたちの健康と安全のために暑熱対策を万全に期して、実施する。主な暑熱対策は以下の 3 点である。

①試合の実施時間を午前の 1 試合と夕方の 2 試合の 2 部制で実施する。全ての会場に照明設備があり、ナイターでも実施する。

②各会場にて WBGT 指数を測定し、WBGT31 度以上となった場合は、試合を開始しない。

③試合日前日に「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合は、翌日の試合を中止する。

この他にも、WBGT 指数により試合を中断し、再開できない場合、試合の進行状況によっては、継続試合とするなど、安全な大会運営に努める。

さらに、本大会では落雷事故防止にも努める。主な落雷事故防止対策は以下の 3 点である。

①避難の必要が生じる場合を想定し、各会場における避難場所、避難経路を確保する。

②雷をはじめとする急激な気象変化を予見するため、気象庁提供情報の「雷注意報」の発表状況や「雷ナウキャスト」にて情報収集をする。併せて、気象情報を目視と音で確認する。

③試合中各会場担当者は、用意可能な場合は雷探知機を携帯する。雷を検出しアラームが鳴った場合、もしくは会場にて雷活動(雷鳴・雷光)を確認した場合は試合を中断する。

④雷活動の確認により、試合を中断した場合、大会主催者は雷鳴が収まった時点で、気象情報、グラウンドコンディションを勘案し、試合再開の判断を行う。再開は最後の雷活動(雷鳴・雷光)が止んでから 30 分経過後とする。

(遠藤会長)

ジュニア・ユース世代(3 歳～概ね18歳)とあるが、ジュニア世代が何歳までで、ユース世代が何歳からかの定義はあるか。それとも一つの概念として、ジュニア・ユース世代で 3 歳から 18 歳までとの定義なのか。

(益子副会長)

日本スポーツ少年団では、「スポーツ少年団改革プラン 2022」において、3 歳から概ね18歳までを「ジュニア・ユース世代」と定義した。

(池田理事)

8 月の暑い時期での開催となるが、開催時期の変更に関する議論は行ったか。

(益子副会長)

今年度については、全ての会場に照明設備があるため、時間を変更し、ナイターでの実施をはじめとした暑熱対策を万全に期して実施する。ただし、今後の開催地については、議論を行っていかねばならないと考えている。

8. スポーツ指導者関係

スポーツ指導者関係について、以下の通り報告。

(1) スポーツ指導者憲章について

(勝田常務理事)

当協会、日本オリンピック委員会、日本パラスポーツ協会の統括 3 団体は、令和 6 年 9 月に「スポーツ指導者の公的な仕組みネクストステップ検討ワーキンググループ」を立ち上げ、スポーツを取り巻く環境のみならず、社会環境の変化を踏まえた、新たな時代に向けたスポーツ指導者の役割と、統括 3 団体が果たすべき役割について議論してきた。

この度、有識者のヒアリングを経て「スポーツ指導者憲章」として、その内容をまとめた。

第 1 条では、本憲章の目的を示し、2011 年に当協会と日本オリンピック委員会が発表した「スポーツ宣言日本-21 世紀におけるスポーツの使命」で表明したスポーツの定義に、日本パラスポーツ協会の観点を加えたスポーツの定義を示し、そのようなスポーツを誰もが楽しむためのスポーツ指導者の使命と責務を示すとともに、その権利を守るための指導者の在り方を示した。

第 2 条では、スポーツ指導者の使命を表している。スポーツ指導者の技術指導に止まらない役割を示し、スポーツのインテグリティを適切に保護し、スポーツに関わるあらゆる人々の人権が尊重され、身体的・心理的な安全が確保された「セーフ・スポーツ」の環境を維持・構築し、プレーヤーが安全に、かつ安心してスポーツの文化的価値を享受できるよう努めることをスポーツ指導者の使命として示した。

第 3 条では、スポーツ指導者の責務を示し、先述の「スポーツ宣言日本-21 世紀のスポーツの使命」で示されたスポーツの 3 つの使命をベースに、昨今のスポーツにおける課題や海外における事例を踏まえ、7 つの使命にまとめた。

第 4 条では、スポーツ指導者が備えるべき資質能力を示し、現在、当協会が実施するスポーツ指導者養成講習会のカリキュラムのベースとなったモデル・コア・カリキュラムを策定する際に議論した、スポーツ指導者が備えるべき資質をベースに、新たな時代のスポーツ指導者が身につけることが求められる内容を加えた。

最後に第 5 条では、統括 3 団体がこの憲章を踏まえて連携・協働して取り組む 10 の内容を挙げている。

(遠藤会長)

統括 3 団体でスポーツ指導者憲章をまとめたとのことだが、将来的にデフスポーツやスペシャルオリンピックスとの連携を考えているか。

(勝田常務理事)

連携を視野に入れて考えていきたい。有識者へのヒアリングの際にも、デフスポーツやスペシャルオリンピックス関係の方とも連携し、多様な方がスポーツ推進できるための導き手となる指導者はどうあるべきか、幅広い視点で議論を重ねた。

(2) 基本登録料の改定について

(勝田常務理事)

現行の公認スポーツ指導者の基本登録料 10,000 円(4 年間)は、35 年前に設定された金額であり、当時と現在の社会状況は大きく変わり、公認スポーツ指導者制度も資格種類を拡充し、それに伴う体制整備も行ってきた。さらに、今般の急激な物価上昇などの影響も加えると、現状の金額設定では、暴力等相談窓口などの関連事業も含めて持続可能性に支障が生じている状況にある。

一方で、コスト削減や業務効率化は並行して取り組んでおり、例えば、これまで事業単位で構築していたシステムを一つに統合することで、運用経費を抑えるとともに、機能面の充実を図り、これにより、指導者の皆さんにより良い学びの環境やサポート体制を提供できるようになる見込みである。

これらの背景を踏まえ、事業の持続可能な金額と指導者の方の負担をできる限り抑えられる金額について検討を重ね、この度、2つの料金プランを導入することとした。

1つ目のプランは、指導者の負担をできるだけ軽くするために、13,000 円の金額とし、「Sport Japan」や「指導者手帳」などの印刷物をデジタル化させ、案内もメールや指導者マイページで行うことでコストを抑えた内容である。

2つ目は 17,000 円のプランで、こちらは従来通りの印刷物で提供する内容となる。その差額は 4,000 円で、年単位では 1,000 円の差であり、印刷や発送にかかるコストは年々上がっていることから、実際はこの差額以上のコストが必要だが、指導者の負担を考えて、できるだけ抑えた金額に設定している。

一律の料金体系ではなく、希望に応じて選べる 2 プライス制を導入することで、柔軟な対応となるように設計した。

令和8年10月以降の更新者から順次適用する予定であるが、今年度中に講習を受け、すでに 10,000 円の金額で案内されている新規登録者に限っては、次回更新時から新料金を適用する予定となる。また、今後は4年ごとに料金の見直しを行い、時代に合った金額設定をしていく方針である。

9. スポーツ医・科学関係

スポーツ医・科学関係について、以下の通り報告。

(1) 令和7年度熱中症予防フォーラムの終了について

(山本常務理事)

近年増加する熱中症リスクへの理解を深め、スポーツ現場での安全対策を促進することを目的とし、熱中症に関する最新の知見等について関係者間で共有するため、スポーツ庁及び JOC の後援をいただき、大塚製薬株式会社様の特別協賛事業として、令和 7 年 6 月 28 日に令和7年度熱中症予防フォーラムを開催した。

関係各位に対面形式で参加いただくとともに、ハイブリッド開催として、オンラインにより全国から 700 名を超える公認スポーツ指導者の方々に参加いただいた。

当日のプログラムでは、6 年ぶりに改訂した「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」における、今回の改訂にかかわる基本的な考え方や、新たにガイドブックに掲載した身体冷却などについて解説した。

さらに、熱中症予防実践レポートでは、箱根駅伝“元祖「山の神」”順天堂大学の今井正人さんによる現場レベルでの取組例を紹介するなど、熱中症予防に関する基礎・実践的な情報について説明を行った。

今後、スポーツ活動での熱中症事故がなくなるよう、さらに熱中症予防の呼びかけを続けていくこととする。

以上の諸報告をいずれも了承後、15 時 35 分に閉会。